介護予防・日常生活支援総合事業

支給区分と単位数について（平成３０年度～）

総合事業のサービスを提供した場合は、事業所の所在する地域に関わらず、１単位の金額は、木曽岬町（７級地）の地域単価となります。

訪問型サービスの場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給区分 | | 単位数 |
| 週に１回程度 | 現行相当 | ２６６単位／回  １，１６８単位／月　※１か月の提供回数が５回以上の場合 |
| 緩和 | ２１２単位／回  ９３４単位／月　※１か月の提供回数が５回以上の場合 |
| 週に２回程度 | 現行相当 | ２７０単位／回  ２，３３５単位／月　※１か月の提供回数が９回以上の場合 |
| 緩和 | ２１６単位／回  １，８６８単位／月　※１か月の提供回数が９回以上の場合 |
| 週に３回程度 | 現行相当 | ２８５単位／回  ３，７０４単位／月　※１か月の提供回数が１３回以上の場合 |
| 緩和 | ２２８単位／回  ２，９６３単位／月　※１か月の提供回数が１３回以上の場合 |

例１　週１回程度の現行相当の利用者に対し、１月に４回サービスを提供

　２６６単位×４回

例２　週１回程度の緩和型の利用者に対し、第５週目にもサービスを提供したため、１月に５回サービスを提供　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９３４単位

例３　週２回程度の緩和型の利用者に対し、１月に９回サービスを提供予定であったが、１月に３回の提供となった　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２１６単位×３回

例４　週１回程度の緩和型の利用者に対して、状態の悪化により１月に７回サービスを提供した　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９３４単位

通所型サービスの場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給区分 | | 単位数 |
| 週に１回程度 | 現行相当 | ３８９単位／回  １，６４７単位／月　※１か月の提供回数が５回以上の場合 |
| 緩和 | ３０２単位／回  １，３１７単位／月　※１か月の提供回数が５回以上の場合 |
| 週に２回程度 | 現行相当 | ３８９単位／回  ３，３７７単位／月　※１か月の提供回数が９回以上の場合 |
| 緩和 | ３１１単位／回  ２，７０１単位／月　※１か月の提供回数が９回以上の場合 |

利用回数と単位数の扱いについては、訪問型サービスを参照してください。